

警備員教育実施規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、警備業法第 21 条及び同法施行規則第 38 条に定める警備員教育を適性かつ効果的に実施するため、一般社団法人大阪府警備業協会(以下「本会」という。)が警備業者から委託を受けて行う警備員に対する法定教育の実施要領等について、必要な事項を定めるものとする。

(実施機関)

第 2 条 この規程に基づく教育実施機関は、本会教育センターとする。

(運 営)

第 3 条 教育センターは、本会の事務局に設置し、運営する。

(所 長)

第 4 条 教育センターに所長を置く。

2 所長は、事務局長の指揮のもとに教育センター事務を処理する。

(講 師)

第 5 条 教育センターに講師を置く。

2 講師は、警備員指導教育責任者資格者証若しくは機械警備業務管理者資格証を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者の中から教育委員会の推薦を得て会長が委嘱する。

但し、初めて委嘱する場合は、原則として会員会社に所属する者又は過去に所属していた者に限る。

3 委嘱する講師の年齢は、4月1日現在、75歳未満とする。

4 講師は、所長、常勤及び非常勤講師とし、常勤講師は原則として事務局員と同様の勤務とし、非常勤講師は会長から指定された時間を勤務時間とする。

5 講師の委嘱期間は、1年間とし必要により再委嘱する。

6 講師の報酬は、1時間当たり平日 5,000 円、休日 6,000 円とする。

(教育の種別)

第 6 条 この教育における法定教育の種別は、新任教育及び現任教育とする。

2 新任教育及び現任教育の教育科目及び教育時間は、原則として警備業法施行規則第 38 条によるものとする。

3 特別講習の予備講習は、現任教育とみなし実施することができる。

(教育計画)

第 7 条 所長は、教育期ごとに新任教育、現任教育の区分に従い、その開始1ヵ月前までに教育計画を作成し、教育委員会の決定を受けて理事会の承認を受けなければならない。

2 教育計画は、速やかに各警備業者に通知するものとする。

(教育実施者の指定)

第 8 条 所長は、教育計画を実施するに当たり、委嘱講師の中から月間の教育実施者を教育担当科目ごとに指定するものとする。

(受講手続)

第 9 条 この教育を委託する警備業者は、当該教育の 5 日前までに警備員教育受講申込書に必要な事項を記入のうえ、本会に申し込むものとする。ただし、急に受講の必要が生じたときは、受講人員に余裕のある場合に限り、その前日までに電話等で申込みをすることができる。

(受講料)

第 10 条 受講料は、次表のとおりとする。

会員	非会員
新任教育 1 人 1 回当たり 4,200 円	新任教育 1 人 1 回当たり 12,600 円
現任教育 1 人 1 回当たり 2,100 円	現任教育 1 人 1 回当たり 6,300 円

2 受講料は、教育日初日の受付時に納金するものとする。ただし、本会取引金融機関への振込みによることもできる。

(受講心得)

第 11 条 所長は、教育委員会の承認を得て、受講者の心得るべき事項を定め、これを掲示するなど受講者に周知するよう努めなければならない。

(教育実施場所)

第 12 条 実施場所は、教育センター教室とする。

- 2 会員からの委託により、本会以外の場所において教育を行う必要がある場合は、出張教育を行うことができる。
- 3 出張教育における受講者の定員は、原則として 1 回 50 名以上とする。
- 4 出張教育の受講料は、本会における教育受講料と同額とする。ただし、教育会場の借上げ費用は委託者の負担とする。

(報告)

第 13 条 教育実施状況等については、教育委員会を経て、理事会に報告しなければならない。

(教育実施証明書の交付)

第 14 条 教育を終了した者については、会長名による「教育実施証明書」(教育実施簿)を交付する。

(その他)

- 第 15 条 講師及び教育事務担当者は、この教育が適性かつ効果的に推進されるよう努めなければならない。
- 2 所長は、教育についての必要な事項について、常に事務局長及び教育委員会に対し、積極的に報告を行って意見を聴取し、真に円滑な教育業務が推進されるよう努めなければならない。
 - 3 特例者に対する教育については、この規程を準用する。

(改 廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 9 年 10 月 15 日から施行する。ただし、第 10 条(受講料)の表については、平成 10

年4月1日から実施する。

- 2 この規程の一部を改正し、平成22年5月14日から実施する。
- 3 この規程の一部を改正し、平成24年4月1日から実施する。
- 4 この規程の一部を改正し、平成26年4月1日から実施する。
- 5 この規程の一部を改正し、平成30年4月1日から実施する。
- 6 この規程の一部を改正し、令和元年10月1日から実施する。